



88  
259

天満宮御伝記



014424-000-9

88-259

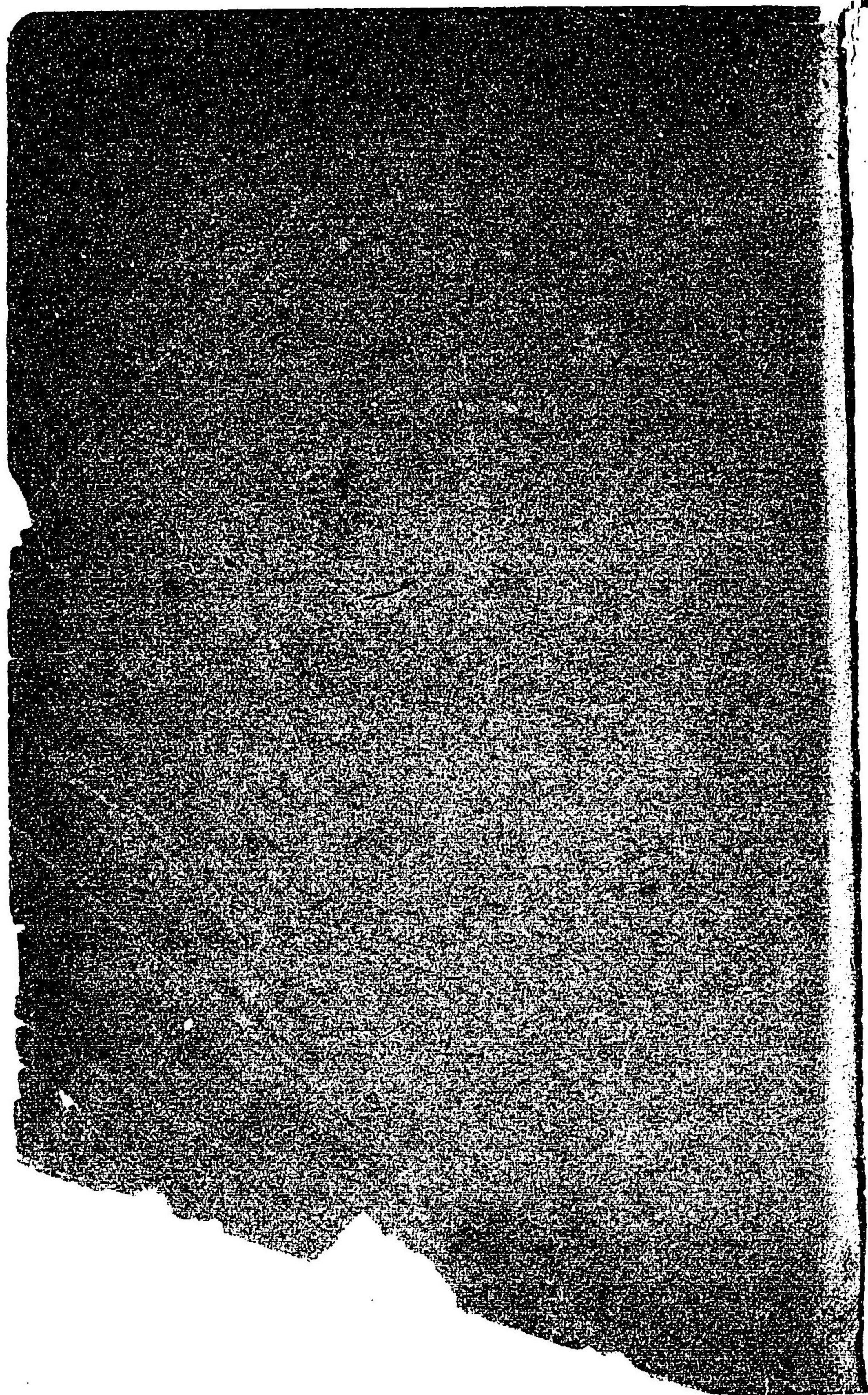
天満宮御伝記

平田 篤胤/著

M35

ABB-0802





世の高き卑き。老たる若き。男女を云はず。天満宮  
の神徳を仰ぎ尊ばざるは無く。別て書讀み手習ふ子  
等を教ふる人々。此御神の御恵を蒙らざるは無  
然れば誰も。其正き實事を知むとは欲めれど。  
俗に傳れるは。妄説多く。挂卷も畏き神の御上を。  
己の心の引々に。儒者は漢意もて誣ひ。佛者は佛意  
もて附會しなど。種々に誤傳へて。正實の旨を探れ  
記せる書のなきは。最も歎はしき事也かし。然るに  
我が生祖父。氣吹舎の平大人は。最若かりし程より。  
此御神の御神徳を尊み。神世の古道説明さむと祈り  
つ。日々に其御恵を蒙らして。天下に其名鳴神の

こと轟き。種々珍たき書ども著され。學の道に倫なき功を立給へる事は。世に知る所なれば。今更に言べくも非ず。然れば此御神の事は。敏くより心に挂て。百千の籍の中より。其御事の見たる限を選び採り。紛れ謬れる傳は論ひ捨て。その正實の旨を詳に説明して。正き御傳記を作らむこ。既に其草稿をも初められしかど。其頃はも。外に著さるゝ書の多かるに。果敢かゝて有けるを。文政三年と云し年に。根岸延貞。高橋正雄と相議りて。其草稿に因り。又御口づからの講説をも聞て。此御傳記略を書著して。一速く板に彫たるは。最も功しき業なりき。抑。此

書はしも。世に多かる御傳こは。いと異に正く眼覺しきは更にも言はず。雅言しらぬ。女童子も讀得べく。俚語交りに記たれば。最も便宜き本にぞ有ける。然有しを。迦具土神の荒びる。往し天保七年に。火災に罹りて亡なりしは。最々慨たく。歎かほしき事也き。然るに此たび。出羽國能代なる。堺親賢。西村美種。高橋重峰。川上貞固。村井政延等相議らひ。御神の御惠蒙れる。百千が一をも。報ひ奉らむの心にて。千萬卷をも措出つべく。再び板に彫成して。氣吹屋の文庫に納められつるは。道に信なる業なるかも。斯てこそ。祖父大人の御心にも叶ひぬべく。

管原公御肖像



萬齋紹真筆

根岸高橋二人の功も。空からざるめれ。己も共々に  
悦び思ふ餘りに。いかで此人たちの信心をし。同學  
の人々にも知らせま欲くて。有の儘を一くだり。卷  
首に書添ふるになむ。時は嘉永四年と云年の八月。  
二十日餘り五日の日。かく云は神祇伯白川殿御内に  
て關東の事執申す戸倉胤則

管原公御肖像



萬齋紹真筆

根岸高橋二人の功も。空からさるめれ。己も共に  
悦び思ふ餘りに。いかて此人たちの信心をし。同學  
の人々にも知らせま欲くて。有の儘を一くだり。卷  
首に書添ふるになむ。時は嘉永四年と云年の八月。  
二十日餘り五日の日。かく云は神祇伯白川殿御内に  
て關東の事執申す戸倉胤則

# 天満宮御傳記

## 上之卷目錄

○天満宮御先祖の事。付たり野見宿禰當麻蹶速相撲の事。並に御父祖たちの事。

○天満宮御生立の事。付たり都朝臣の許にて御弓遊ばせし事。並に御昇進の事。

○渤海國の使に應接し給ふ事。付たり羅城門の鬼神良香朝臣の詩を繼たる事。並に菅公讚岐守に任て雨を祈給ふ事。

○菅公諫めて遣唐使を停給ふ事。付たり五十歳の御賀の事。並に醍醐天皇御即位の事。

○菅公手向山にて御歌の事。付たり五位鸞の事。並に紫野喧嘩の事。○菅公關白職御辭退の事。付たり三善清行朝臣異見の事。

○菅公讒言によりて左遷せられ給ふ事。付たり飛梅の事。

下之卷目錄

○菅公筑紫にて御詩歌の事。付たり天満天神と成らせたまへる事。

○天神の御祟によりて藤原時平公薨ぜらるゝ事。付たり右大辨公忠

卿頓死蘇生の事。

○天神法性房の許に降らせ給ふ事。付たり清涼殿大雷の事。

○金峯山の日藏行者頓死して天神の御住所を見て蘇生の事。付たり

北野社造立の事

○内裡度々炎焼の事。付たり太宰府天満宮へ敕使を立れ御贈官の事。

○北野社を二十二社に加へ給ふ事。付たり天満宮の御前に白す祝詞

の事。

目錄終

天満宮御傳記上卷

○天満宮御先祖の事。付たり野見宿禰當麻蹶速相撲の事。並に天

満宮御父祖たちの事

天満大自在天神宮の御先祖を尋ね奉れば。天照大御神第二の御子。天

穗日命の御子天夷鳥命。神代に天降りて出雲國に住たまふ。是より十

二代の孫を。宇迦都久怒命といふ。人皇十代崇神天皇の御世に出雲國

造に任たまへり。國造といふは今世の國守におなじ。この宇迦都久怒

命の子に。野見宿禰命といふあり。勇猛にして力量人に超たり。爰に十

一代垂仁天皇の御代に。大和國葛下郡當麻邑といふ地に。蹶速とい

ふ者あり。力強く牛角をもち抜ばかりにて。人を蹶るわざ速かりし故に。

蹶速とぞ名乗ける。此人その力の強きにほこりて。人を侮り。天子の



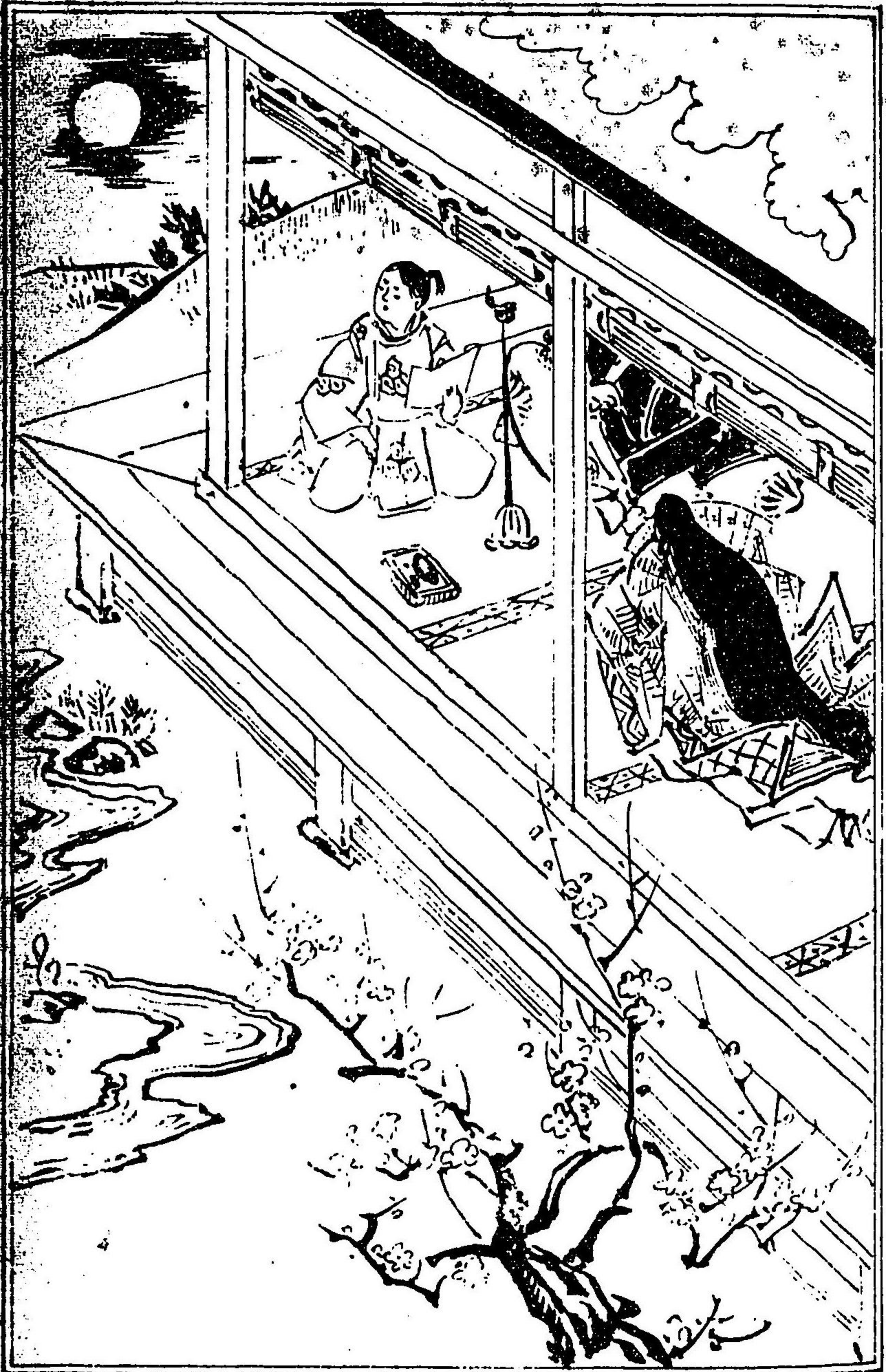
命をも用ひず。常に人に語りて。四方の國に求るとも。我が力に及ぶ者ば有じとぞ言りける。天皇この事をきこし召て。憎み思召され。野見宿禰を出雲國より召よせて。角力とらせ給ふに。兩人立對ひて。互に足を擧て蹶合たるに。野見宿禰の力勝りて。當麻蹶速が脇骨を踏をりまた其腰をも踏折きてけり。天皇御歡ありて。蹶速が領分をば悉く野見宿禰に賜ひけり。これ角力の始なり。因幡國高草郡に。大野見宿禰命神社として。式内の社あるは。此宿禰の社なり。角力人はいふに及ばず。力を好む人は。信心すべき社なり。さて野見宿禰は。後に大和國の菅原邑といふに移り住けり。この故に四十九代光仁天皇の御代に。野見宿禰より十五世の孫。古人と云人に。菅原氏を稱すべき由を敕し給ふ。これ菅原氏の始なり。この古人といひしは。儒學をもつて世に稱せられ。時の天子の御師範として仕奉られけり。古人の子を清公朝

臣といふ。博學にして五十四代仁明天皇の御師範となり給へり。清公朝臣の子を是善卿といふ。學問父君におとり給はず。五十五代文德天皇。五十六代清和天皇。二代の御師範として。參議從三位に進まれける故に。世には菅相公とぞ申しける。これ天滿宮の御父君なり。○天滿宮御生立の事。並に都朝臣の許にて。御弓遊ばせし事。付たり御昇進の事。天滿宮の御幼名を。阿呼とぞ申し奉りける。御母は大伴氏より嫁入し給ひ。五十四代仁明天皇の御世。承和十二年六月廿五日に天滿宮を生給ひけり。古き或説に。嘉祥年中のころ。春のあした是善卿ひとり庭を見ておはせしに。五六歳ばかりにて。容貌凡ならぬ童子。忽然に來りて立たり。是善卿おぼろき奇み何處より來給へると問給へば。吾は父母もなくまた家もなし。君を父と頼み奉らむと答へ給ひしかば。大

に悦び、遂に御子とし養ひ給へるなりとも見れたるは誤れる傳へなり。  
 天満宮幼少くまします御時より。御家につきたる學問はいふに及ばず。  
 文字書くことを好ませ給ひ。博く和漢の書をよみ給ひ。一を聞き召せば。十を悟り給ふ御才おはし坐て。歌をよみ詩文章を作りたまふことも雙なく。父相公の才智にも勝りておはしける。御父母の鍾愛し給ふこと限なし。十一歳にならせ給ふ春のゆふべ。月こゝろよく晴れて。御庭の梅と。匂ひ照りあふ折ふし。父相公御髪をかき撫つ。詩を作り給ひなむやと。試に申させ給へば。少しも案じ給ふ御氣色もなくて。月夜見梅花といふ詩を。五言絶句に作りて。父相公の御前にて参らせられける。

月耀如晴雪  
 可憐金鏡轉

梅花似照星  
 庭上玉芳馨



と遊ばしければ。相公見給ひて。蘭生じて芳しとは。信なるかなと歎  
じ給ひけり。是が菅公の詩を作らせ給へる始なり。清和天皇の御世。  
貞観元年。十五歳にならせ玉ふ正月に元服し給ふ。この時より御名を  
道真公と稱し奉り。御宇を三と申しける故に。世に菅三とが申しける。  
此夜に御母君。はなはだ悦び給ひて。菅公を祝し給へる御歌に。  
久方の月の桂もとるばかり。家の風をも吹かせてしびなしと詠じ給  
ふ。月の桂を折るとは。學問の御試にあづかりて。朝廷へ召出された  
る人には。桂木の枝を賜ふ故なり。御先祖より學問の御家なれば。家の  
風とは詠給へるなるべし。常に大内記都良香朝臣に従ひて。遊學し給  
ひし。十九歳にならせ給ふ年の正月に。かの許へ至り給ふに。折ふ  
し人おほく集りて。弓を射けるところへ行あひたまへり。人々菅公を  
見参らせて思ひけるは。此君は儒士の家に生れ。常に萬卷の書に心を

用ひ給へば。戸ぼとを閉ぢ。しきみを出ずして。學窓に向ひて。稽古の功をこそ積給ふべけれ。弓射ることは習ひ無して。弓の本末をも知給はじ。射させ参らせて笑はゞやとて。弓に矢をそへて御前にさしおき。春の始にて候へば。一こぶし遊ばし候へとぞ申ける。固く辭し給へども。しひて請ければ。菅公さらば試にとて。弓場にいで。番の相手に立ならびて。推はだぬぎ。弓に矢をさしはげて。引わたし給ひたる進退。みな禮にかなひ。打上げて引下すより。暫くしぼりて固めたる體。目もあやにぞ見奉りける。御姿の勝れ給へるのみならず。切て放ちたまへる。矢色。弦音。弓倒など勢ありて遅しく。矢所一つも違へず放給ふごとに當りしかば。良香朝臣をはじめ見る人々。みな思ひの外なる事に驚きあへり。良香朝臣感に堪かねて。みづから弓場に下りて御手を引き。酒宴數刻に及びて。種々の引出物をぞ参らせられ

ける。貞觀十二年二十六歳にならせ給ふ三月。對策及第し給ひ。その日正六位上の位を授かり給ふ。元服し給へる時に。御母君の詠給へる御歌のごとく。果し桂を賜へりける。對策及第とは。朝廷より其人の才學のほどを試みられて。其難問に答へたる文のことばり明白なれば。登庸られて。官に進むことなり。是より菅公の御名いよく顯はれ聞に給ひ二十七歳にならせ給ふ正月に。立蕃頭といふ官に任せられ給へるより。次々に御昇進にて。五十七代陽成院天皇の。元慶元年三十五歳に成らせ給ふ正月までに。文章博士。從五位上。式部少輔とまで經上り給へり。此年ごろに人々に代りて作り給へる文章。また御詩作など數ふるに暇あらず。悉く菅家文章といふ御集に十二卷に記させ給へるを見るべし。

○渤海國の使に應接し給ふ事。付たり羅城門の鬼神良香朝臣の詩

を繼たる事並に菅公讃岐守に任て雨を祈給ふ事

元慶七年に。渤海國の使。裴頰といふ人來朝せり。菅公を權に。治部

大輔といふ官になして。應接せしめ給ふ。贈答の御詩あまた御集に見

にたり。使者菅公の文筆を白樂天に似て。なほ勝給へりと感歎し奉り

ける。此より前に。都良香朝臣參内せらるる時に。羅城門を過られけ

るに。春風あたふかに。糸を亂せる柳。家々の垣根ごとに見にければ

氣霽風梳新柳髮

といふ句を思ひ得て。次の句を案じ煩ひたりけるに。羅城門の上より。

大きにしはびれたる聲にて。

氷消浪洗舊苔鬢

とぞ付たりける。良香朝臣身の毛も立て恐ろしかりけれども。然すが

に嬉しくて奇なるかな。神助にこそあれと思ひて參内し。大内にて菅



公に逢参らせ試に。良香こそ羅城門にて。佳對の句を作り得て侍れとて。二句を申つゞけたりければ。菅公うち笑はせ給ひて。上句はまこととに御自作の詞とおぼへたり。下句におきては。鬼神のつぎたるにやと仰られければ。良香おどろきて。事の實をしめぐと述らる。此よりして。菅公は神に通じ給へりとぞ。人も申ける。五十八代光孝天皇の。仁和二年。四十二歳にならせ給ふ正月に故ありて式部少輔文章博士を罷られ。讃岐守に任ぜられて。彼國に下り給ひ。南條郡瀧宮邑の官府に住まし。國內を巡り視給ふ。これ國司の定れる例なり。國民を牧ひ給ふこと。寛にして嚴に文武をかねて治め給ひしかば。國民大きにその御徳化になつき。服ひ参らせけり。同き四年の四月より。讃岐國大きに早して。民ども田を植付るに苦みしかば。敕して城山神に雨を祈らしめ給ふ。爰に菅公みづから數日潔齋して。祭文を作り。五月六日

に城山神を祭りて。雨を請たまふ。其祭文は御集に見たり。丹誠をこらして禱り給ひしかば。神その精誠に感じ給ひ。山嶺たちまちに雲を起し。大雨盆を傾くるばかり降しかば。國民みな萬歳をとなへて喜ぶこと限なし。瀧宮の里人。今に至るまで菅公の徳化を忘れ奉らず。年ごとの七月二十五日に瀧宮にて踏歌をなして。天満宮の祭をなし。これを瀧宮踊といふとぞ。

○菅公諫めて遣唐使を停給ふ事。並に五十歳の御賀の事。付たり

醍醐天皇御即位の事

五十九代宇多天皇の寛平二年に。四十六歳に成らせ給ふ。讃岐國を司め給ふこと今歳まで五年なり。この二月に。國司の任満たりしかば。敕して京都に召たまひ。同き三年に散位を授け。始て昇殿を聽され。同き五年四十九歳にならせ給ふ。二月まで。參議左中辨まで進たま

ひ。式部大輔を兼任し給ふ。天皇大きに菅公の文才を感じおぼし召し。重く登庸ひ給はんとてなり。同き六年五十歳にならせ給ふ八月に。遣唐大使を命ぜられ給ふ。此時の官位は。參議勳解由長官。從四位下。兼守左大辨。行式部大輔。春宮亮にぞおはしける。副使は文章博士紀長谷雄朝臣に命じ給ふ。然れども。此時もろこしは。唐昭宗といひしが代にして。國中大亂の時なりしかば。遣唐使いかに有らんと公卿たちには評議せしめたまふ。そもく遣唐使のこと。中世より始りて。國體を損じ羞しむること多く殊に費おほくして。益なき事なりしかば。菅公奏して止め給ひ。もし異國怒りて本朝に仇せば。臣に九州の兵符を貸給ふべし。速に降伏して。宸襟を休め奉らんと奏し給へば。上下その文武の才を感じ。評議一決して。是より永く遣唐使を止られけり。又この頃なほ諸國の下民ども。文字を書くとぞ知れる者少かりしかば。

菅公表を奉りて。公の門人を。あまた國々に遣して。書を読み。文字を書きしめ給ふ。これ國々所々に文字の師ある始なり。文道の  
 大祖とも。文字の祖とも申奉るは此故にや。弘法大師と天神と小野道  
 風と。文字の三聖と申すよし。世事要略といふ古書に見たり。この  
 寛平六年の九月二十五日に。菅家の御門人たち。吉祥院と云に集りて。  
 菅公五十歳の御賀の會しけるに。庭のおもてより一人の翁の草鞋はゞ  
 きしたるが。砂金一包に。文章一通をそへて寂然にあゆみよりて。堂  
 前の案上におきて。いふ事なくいそぎ去けり。人々あやしと思ひて披  
 き見るに。其文に。

傳聞菅家門客共賀知命之年弟子雖削跡人間無  
 名世上尙數記淳教之風多改瘞味之過古人有言  
 無德不報無言不酬深感彼義欲罷不能金以表

中誠之不輕沙以祈上壽之無涯莫疑其人可求其  
 志遠居北關之北遙贈南山之以南

とが書たりける。北關の以北とは吉祥院といふ。南山とは大和國吉野  
 山といふ。その以南は金峯山なり。然ればこれは。後の御託宣の御語  
 に見れたる。南山の隱者等が。金峯山なる砂金を奉りて。仙境より菅  
 公の御年賀を祝し奉れるに有ける。菅公の御徳のいと尊く。仰ぐに  
 餘あること。是をもて知るべし。同き九年。五十三歳にならせ給ふ六月  
 までに。正三位大納言に經上り。右大將を兼しめ給ふ。この年の七月  
 三日に。宇多天皇御位を皇太子に禪り給ふ。醍醐天皇と申すは是なり。  
 御年十五歳にがおはし坐ける。宇多天皇は朱雀院の亭子院といふに御  
 座まして。上皇と申奉る。後に御節をおろし給ひて。寛平法皇と申奉  
 れり。この日大職冠録足公九代孫。大納言藤原時平と菅公とに敕して。



幼主を補佐し奉るべき由を命じ給ふ。時平はこの時二十七歳。とし若く。代々高貴の家なるにほこり。我儘なる振舞ども有しかば。世のそしり多かりしかど。當今の皇后の御兄といひ。殊に累代執政の家なるに依て。當今第一の臣に定られたるなり。其にかはりて菅公は。賢才の譽仁義の道。一として缺たること無れば。上皇には。政事たゞ菅公にありと思召して。補佐の臣とは爲給へるなり。醍醐天皇さきに皇太子にて坐ませる時に。御行状さらに上皇の御心にかなはず。廢し給はんと有しと。菅公死をもつて諫め給ひければ。御讓を受させ給ふ事となりぬ。受禪の日に皇太子に宣へるは。汝の位は菅氏の忠諫によりてなり。我を見るが如くして。内外大小の事菅氏に決すべしと宣ふ。こゝに於て。菅公いよく忠誠をぬきんで給ひ。皇道を輔け給ひしかば。聖化あまぬく下に行はれて。民萬歳をととなへて和らぎ治まりけり。

○菅公手向山にて御歌の事。並に五位鸞の事。付たり紫野喧嘩の事。

六十代醍醐天皇昌泰元年。菅公五十四歳にならせ給ふ八月に。前官故の如くにて。民部卿といふ官を兼給ふ。此年上皇大和國に御幸あり。菅公供奉し給ふ。奈良に幸し給へる時に。手向山に詣給ふ折しも。紅葉錦をなして。面白き景色なりければ。上皇はなはだ興ぜさせ給ひて。麻を奉らんと有けるに。長の御行なれば。某々に手向盡たりけるを。菅公やびて御聲高く。此たびは麻もとりあへず手向山もみちの錦神のまにくと詠じ給へば。上皇歎感斜ならずおはしける。神はいかに阿波禮と聞し召れけん。同じ二年。菅公五十五歳にならせ給ふ二月に。藤原時平を左大臣に任じ。菅公を右大臣に任じ給ふ。大臣の唐名を丞相といふ故に。



是より菅相丞と世には申けり。此のち菅公三度表を上りて。右大臣と  
 辭し給へども。許し給はず。さて當今御位に即給へるのち。逸遊を好  
 ませたまひて。神泉苑など處々に行幸ありて。民の煩ひも有ければ。  
 菅公諫めを奉らんと伺ひ給ふに。今年また神泉苑に行幸ありて。御宴  
 に長じさせ給ひけるに。白鷺ありて池のみぎはに立たりしかば。天皇  
 御覽じて侍中に敕して捕へしめ給ふ。畏まつて捕へんとするに。鷺羽  
 づくるひして翔らんとす。其人すゝみて。天皇の綸言なり。飛去こと  
 勿れといへば。鷺首をたれて命を承はるゝ如し。すなはち捕へて獻り  
 ければ。天皇感歎し給ひ。御みづから鷺の羽に鳥王としるし。五位の  
 爵を給ひて放ちたまふ。これ五位鷺といふ事の本なり。爰に菅公諫め  
 給へるは。鳥すらも綸命をおとる。況や人をや。車駕の向ふところ。  
 商家は賣買を止め。農夫は耕作をやむ。陛下これと思ひ給へと申させ

給へば天皇大きに愧たまひ。是よりは幸宴を停給へり。此とき時平公も居られし。かゝる御遊は。多く此公の催しなりしかば菅公の諫を傍にきゝて苦り切て居られけるとぞ。菅公は。かくの如く。補佐し奉り給ひければ。萬民ことごとく其仁徳に浴し。時平公は左大臣にて。一階上にあれども。下民服せず。訴訟おほくは菅公にゆきて。藤原家の威勢や衰ければ。時平公心よからず思はれける。然るに此ほど。紫野に見る事ありて。貴賤群聚となす。當今の御弟に。齊世親王と申すは。菅公の御駕におはせば。菅公の車に乗りて出させ給へり。其處におよびて。時平公も跡より來て。日ごろ暴慢なる家風なれば。その從者ども。親王の乗り給へる車と。右大臣の御車と見て。其下には立じとして。退けよといふに。親王の從者心の中に親王の御位は三公の上にある。何ぞ退けらるべきと思ひて。返答にも及ばず有けるに。藤氏

の従者ども手をおろして。親王の車を退ける故に。雑色ども腹立て。つひに争ひとなれり。藤氏の従者ども。理不盡に撃てかゝり。親王の雑色ども。既に負色に見ゆる處に。群聚の中に。菅家のわかき門人たちも。多く居たりしかば。左右の大臣の従者ども喧嘩ありと聞より。足をそらに駈來りて親王のおはし坐とは夢にも知らず。菅公の御車とこゝろに。無二無三に藤氏の従者を撃散して。左大臣の車を追却けてけり。親王この有状を見給ひ。御心苦しく思召して。御車を下りて。左大臣に謝し給ひしかば。藤氏の従者も。菅家の門生たちも。仰天して解にける。左大臣いと口惜くは思はれしかど。其日は答謝して還られにけり。菅公は。車を貸参らせたるより事起れりとして。暫く畏りておはしける。此事も。時平公の日ごろ横行なるゆゑなりと。世人みな風聞しけるに。又このほど。御伯父に國經大納言とて八十歳ばかり

なるが。二十歳ばかりの美麗にして。色めきたる北方を持れしを。時平公甥の身として。たばかりて奪ひとり。その北方と爲られ。また兵衛佐貞文といふ人の妻をも妨げられしかば。大きに人望を失ひ。日を追て權威をもて損はれ。世人いよく菅家をしたひければ。益々猜み憤られけりとぞ。

○菅公關白職を御辭退の事。付たり三善清行朝臣異見の事

昌泰三年。菅公五十六歳にならせ給ふ正月三日に。天皇朱雀院にまします。宇多上皇の御許へ行幸あり左右の大臣ともに供奉せらる。奥の御座にて。上皇と天皇と御額を合せて御密談あり。左右の大臣ともに。天下の政事を爲べしと。前に敕しては有れど。一人を止らるべしとして。叡慮をめぐらし給ふに。左大臣は重代執政高貴の人なれど三十にたも足らず。器量才覺右大臣には遙におとれり。右大臣は。重代執政の家

に非ざれども年高く才賢く人の望む所なり。されば執政は。專この人を任用すべしと。御密談ありて。菅公を御前に召さる。菅公座を立給へば。時平公はその氣色を見とりて座を立て外へ出られける。かくて菅公御前に出給へば。密々に天下の政事。關白の職を授たまひ。汝一人して執り行ふべしと有ければ。菅公固く辭し申させ給ひける。兩皇いと惜きものには思召ども。御力なく其事止にけり。此事密議なりしかども。世にも聞えて。時平公いたく憤をふくみ。陰に菅公を咒詛ひ殺し奉らんと謀りて。藤原菅根など其外の人々と語らひ。偽りて救宣と稱し。巫祝として其術を行はしめけるに。菅公いさゝかも恙なかりしかば。此上は讒言をもて傾けん。とくさぐさ思ひ慮られけり。菅公は。時平公の猜み憎まる事疾く覺り給ひて。遂には災あらんことを思召して。三度まで表を上りて。高官を辭し奏されしかども。天皇

聽せ給はず。朕が卿を見ること父に均し。然るに謙遜をもつて官を辭すること。公を捨て私を愛するに似たり。と宣ふに。菅公涙を垂れて君恩の報じがたきを謝し白して。かゝる上は。臣が軀を盡して。詔に従はんのみなりと白し給ふ。また此ほど。三善清行朝臣といふ博士あり。年ごろ菅公の御徳を蒙れる人なりければ。菅公右大臣として。姦佞の臣と並びて。幼主に事奉り給へば。遂には難に逢給はん事を察して。來年は辛酉の歳にて。大臣難に遇ふべき年なりといふに託して。状を奉り。高官を退き給へと諫められけるに。菅公さきに三度表を上りて辭し給へるに。天皇の聽し給はざりし救命を。清行朝臣に語り給へば。感じて天時も人の和にしめず。とぞ申されける。菅公は救命の嚴重なるを慎みて。後の難を思ひ給はず。清行朝臣の諫をも願み給はざりし。遂には其言の如くなりしこそ悲しけれ。

○菅公讒言によりて左遷せられ給ふ事。付たり飛梅の事。

延喜元年。菅公五十七歳にならせ給ふ正月七日に。從二位に叙せられ給ふ。此年の正月元日に日蝕あり。西土の説に。日蝕は臣として君の明をおほふ象なり。といふ言の有をもつて。時平公讒言をかまへて。天子に奏聞せられけるは。右大臣陰謀あり。陛下を廢し。御弟の齊世親王を御位に即參らせ。其身一人にて。天下の權威を恣にせんと謀り候と。兼て内外より。いつとなく漸々に讒せしむ。此度は殊に。君の御大事俄に出來たるよし。言を巧にして申されける。時平公年わかく。佞言をもて。常になれ近付參らせ。又その御妹は皇后にましませば。内外の讒言行はれける故に。天子遂に迷はせ給ひて。其事の實否をも糾されず。偏に讒言を信じ給ひ。正月二十五日に。右大臣の官を止められ。太宰權帥として。筑紫の國を治むる司に左遷し給ふ由の宣旨を下されけり。悲きかな。菅公は才徳古今に秀させ給ひ。四海を撫育し天子を補佐して。世に類なき忠臣におはし坐ども。讒佞の禍をば免れさせ給はず。犯せる過なくして。かゝる無實の罪にぞ沈ませ給ひける。當今はさしも明哲の御徳おはし坐て。後には延喜の聖代と仰ぎ奉る御代なるに。此時御年わづかに十七にまします故に。姦臣の讒言を信じて。御心迷はせ給ひけることを淺ましけれ。菅公さきに右大臣に任ぜられ給ふ前の御夢に。御腹に松三本生て。忽に三蓋になり。狂風の爲に吹折らると見給ひければ。我三公の位に昇り。つひには讒者の爲に貶せられん。と思召し定給へる事なれども。然すが今更のやうにて。御歎きに堪給はず。上皇に一首の歌をよみてぞ參らせられける。

流行行く我が身みくづとなりぬとも。君しづらみと成てとゞめよ  
上皇この歌を御覽じて御涙にむせびつゝ。帝といさめ止めんと思召し

て。同月晦日に上西門より。清涼殿に近付せ給ひ。菅根卿に。参らせ給へる由を申せと有けるに。菅根はかねて時平公にくみし。又むかし上皇の。庚辛の御遊ありける時に罪ありて。頬を打れ参らせける恨深くして。斯と奏聞せざりしかば。天皇出御まします。遂に御對面なかりき。其折ふし殿上に人もなくて。上皇は久しく千ませ給へども。帝の御返答も無ししかば。御憤をふくみ。御涙にくれて日も西に傾むくころ。空しく還らせ給ひけり。宣旨重くして。二月朔日に。菅公つひに都をいで。筑紫に赴かせ給ふ。追立の官人ひしひしと來りて闕所になし奉り。御子あまた御座せしむ。五歳にならせ給ふ御幼男と。門生家子たち少々御供し奉り。天子の御怒り甚しければ。長男從五位下右少辨高規。次は從五位下式部大丞景行。藏人正六位上兼茂。正六位下文章得業生淳茂などみな諸國に流され。北方その外姫君たちをば



都に残させ給ふ。菅公は年久しく住馴給ひし。紅梅殿を立出させ給ふ  
として。常に愛し給へる梅を御覧じて。御名残を惜ませたまひける御歌  
に。

東風ふかば匂おこせよ梅の花。あるじなしとて春なわすれそしとぞ  
遊ばしける。草木心なしといへども。此御歌に感じけるにや。後にこ  
の梅の枝さげ折れて。雲井遙に飛行て安樂寺へ参り地に立てぞ榮け  
る。これ所謂飛梅なり櫻も御所に在けるが。御歌なかりければ。梅櫻  
おなじ籬の内に生たるに。梅は御言にかゝり我はよそに思召さるらん  
と思へるにや。一夜が中に枯にけり。されば源順朝臣の歌に。  
梅は飛び櫻はかれぬ菅原や。深くがたのむ神のちかひを。と詠れた  
り。世擧りて菅公を惜み奉り。密にはおほやけを誹り恨み奉れど。上  
を恐れて参りよる人も少かりけり。北方より添られける。御使の道よ



り歸りけるに。御文おくりたまひて。其奥に遊ばしける御歌に。  
 君がすむ宿の木梢をゆくくも。隠るゝまでにかへり見るかな」と  
 遊ばされける。此時菅公の門下に學問せし人々をも。みな都を逐放  
 たるべしと議定ありしに。三善清行朝臣。書を時平公に贈りて諫めら  
 れしかば。其事止にけり。河内國土師の里に。菅公の御伯母。覺壽と  
 申せしおはしけるに。立よらせ給ひ。御別れを惜み給へるに雞の鳴  
 ければ御歌あり。

鳴けばこそ別れをいそげ鳥の音の。聞ぬ里の曉もな。  
 それより此里に雞を畜はずと申傳へたり。筑紫太宰府の里にも今に至  
 るまで雞を畜ざるも此故なりとぞ。土師の里を今は道明寺村といふ。  
 此にも後に天神の御社を建たり。此里まで來りたまふ途の山上に。時  
 平公の謀ひにや有けん。數十人ありて。御車を射ること雨のごとし。

御門生何某こゝにて射殺さる。河内にしばし御滞留のときも。種々の  
 計を設けて。害し奉らんとして危かりしかど。伴何某といふ御家臣。  
 御身に代りて殺され。辛くして若江といふ所まで至り給ふ。此にも若  
 江の靈光殿として御社あり。播磨國。明石の驛にとまり給ひけるに。驛  
 の長が。菅公のかはり給へる御有状を見奉りて。驚き思へる氣色を御  
 覽じて。

驛長莫驚時變改  
 一榮一落是春秋  
 と御口すさび有けり。此所にも御社あり。

天満宮御傳記上卷 畢

天満宮御傳記上卷

# 天満宮御傳記下卷

○菅公筑紫にて御詩歌の事。附たり天満天神と成らせ給へる事。然る程に菅公の御船。筑紫の國博多につかせ給ひ。袖の淡にて。船より上り給ひし。海邊にて敷かせ給ふ物も無ししかば。其所の海士。御船の綱をたぐりて。輪のごとくして。敷かせ参らせければ。暫くそれに休み給ひけり。後に其所にも御社を立て綱輪の天神と號す。此ほどまで。所々にて作らせ給へる詩歌。おびたゞしく有る中に。二十八韻の御詩の句の中に。

自從勅使驅將去

父子一時五處離

口不能言眼中血

俯仰天神與地祇

と宣へる御句は、殊に腸も断ぬべくぞ覺ゆる。かくて太宰府に着かせ



給ひては。異國へゆき給へる御心地して。如何して年月をすごさんと  
思召しける。御心の内はいかに有けん。ある夕ぐれに。所々に烟のた  
つと御覽じて。

夕されば野にも山にもたつけぶり。歎きよりこそ始めけれ。ま  
た月の明なる夜に

海ならずたゞへる水の底までも。清き心は月が照さん。また雨のふ  
りけるに。

あめの下かはける袖のなればや。着てしぬれぎぬひるよしもなき  
無實の難をうくるを濡衣着るといふ故に。かくは詠たまへるなり。ま

た野を詠じ給ふ御歌に。  
筑紫にも紫おふる野邊はあれど。なき名かなしむ日こそ聞ぬ。ま

た山を詠じ給へる御歌に。

足引のみなたこなたに道はあれど。都へいざといふ人のなき。また有明の月を御覧じて。

宵のまは都のそらに住ぬらむ。心つくしの有明の月。都よりは。誰も朝廷を恐れて。訪ひ来る人もなき中に。伊勢の外宮の祠官に。度會春彦といふ人のみ。菅公の稚くおはし坐ける程より出入りて。御恵を蒙れる人なりしかば。七十に餘る齡なむら。御跡を慕ひて太宰府に來り。いと實やかに仕奉りけるとぞ。後に御末社に白太夫と祭れるは是なり。此餘には誰尋ぬる人はなく。唯々都より伴ひ給へる。男君に讀書を教へなどして。過させたまへるに。是さへ。延喜二年の八月に、くれさせ給へり。菅公御悲みに堪ずして。

床頭展轉夜深更  
背壁微燈夢不成  
早鴈寒砵聞一種  
唯無童子讀書聲

とぞ遊ばしける。また去年の九月十日の夜に。清涼殿にて菊の御宴ありし時。献じ給へる御詩に。

君富春秋臣漸老  
恩無涯岸報猶遲  
と遊ばしける。天子御覧じて。叡感のあまり。御衣をぬぎて賜ひける。天子の御たみと。筑紫まで持給へりし。今年九月十日に。

去年のこと思召し出られて。作りたまへる御詩に。  
去年今夜侍清涼  
秋思詩篇獨斷腸  
恩賜御衣今在此  
捧持每日拜餘香

また此秋のことにや。月の明なるを御覧じける御詩に。  
月耀似鏡無明罪  
風氣如刀不破愁  
と遊ばしけるは。殊に哀にぞ覺に奉らる。配所に久しく住せ給ひし。常に一室の内にのみ籠り。鬱々として日を送り給ふ。其間の御歌詩又

數ふるに暇あらず。みな今きく人をも。泣しめたまふ御語ともなり。  
 さて早くも延喜三年になりぬ。菅公配所に坐ますこと。既に三年にな  
 れど。敕許のきたも無りしかば。讒言によりて流され給へる御恨さら  
 に止まず。終に御病の床に伏させたまふ。年ごろ仕奉れる人々。心を  
 つくして看病し奉るといへども。日々に重らせ給へりし。御身に罪  
 なきよし告文を作らせ給ひ。竿にさし挟み沐浴齋戒して。密に忍び出  
 給ひ。太宰府なる。寶幔といふ高山の頂上によち上り。御足を爪立て。  
 心を碎き身を盡して。七日七夜のほど。天帝に祈り訴給ひしかば。御  
 髪鬚みな白くなり給へり。天道その無實の罪を哀れと聞召しけるにや。  
 満ずる日に一むらの雲たなびき来て。告文をとりて大虚空にまき上げ  
 けり。菅公祈願の成就せることを喜び。九拜して退き給ふ。翹立たま  
 へる跡今に存り。此山を今は天拜山といふ。かくて二月二十五日に。



遂に薨逝させ給へり。御末期に。葬車の重からん所に。葬り奉るべき  
よし仰せ給ひき。時に御歳五十九歳に坐ましける。六十餘州心ある  
者は愁歎し奉らぬはなし。況て都にのこり給へる北方。國々に流され  
給へる君たちの御歎き。屬そひ奉れる人々の悲みは。中々筆に盡すべ  
くも非ず。太宰府に近き四堂のほとりに。御墓所を定めて。御尊骸を  
納め奉らんと。御車を出しけるに。御遺骸軽くして無びごとし。然れ  
ども御遺命のごとく。御葬車たちまちに止まりて動かざれば。其所を  
しめて御墓所とす。今の安樂寺これなり。同き五年八月十九日に。味  
酒安行といふ人。神託によりて。安樂寺の御葬地に神殿を立て。天満  
天神と崇め奉る。この御神號はやびて。御神託なりとぞ。其始は神殿  
小かりしかば。年を経て漸々に壯麗をませり。菅公は常に梅と松とを  
愛し給へればとて。御社の邊に多く植參らせける。かの飛梅も今に存

れり。建久のころ。或人その枝を折とりけるに。其夜夢に天神見ぬと  
せ給ひて。

情なくをる人つらし我が宿の。あるじ忘れぬ梅の立枝を」と宣ひけ  
るとぞ。また壽永のころに。平家の人々。御社に至りて。むかし飛参  
りける梅は。何ならんと。口々に云ひて見廻りけるに。何處よりとも  
なく。十二三ばかりの童子現はれて。或古木の梅の本にて。

是やこのこち吹風にさそはれて。あるじ尋ねし梅の立枝は」と打詠  
じて失にけりとぞ。また世に近衛三藐院殿の。畫がよせたまへりとい  
ふ神像の上に一首の歌あり。

梅あらば賤しきしづむ伏屋にも。我立よらぬ悪魔しりぞけ」と見ぬ  
たれど。此は眞偽をしらず。

○天神の御祟によりて藤原時平公薨せらるゝ事。附たり右大辨公

忠卿頓死蘇生の事

菅公薨れさせ給へる延喜三年より。中四年おきて。同き八年の十月に。  
藤原菅根卿。神罰をうけて身まかる。同き九年三月のころ。藤原時平  
公毎のごとく参内せられけるに頭疼むこと堪がたくて。退かれける後  
に。醫療もさらに驗なれば。菅公の御祟なるべしと覺りぬれど。祈  
禱は驗ありなんとて。其頃三善清行朝臣の子に。淨藏とて驗徳灼然き  
僧ありければ。四月四日に請じよせて祈らせけるに。其日午の刻はか  
りに清行朝臣訪ひ参られけるに。時平公の左右の耳より。青き小蛇二  
つ頭をさし出して。清行朝臣に告げるに。無實の讒言によりて沈みし  
恨を。天帝に告て散ぜんとす。然れば祈療とよに驗有べからず。淨藏  
を制せられよ。我は天満天神の使者なりとぞ示しける。清行朝臣恐れ  
おのゝき畏まりて。此由を淨藏に告て出られけるに。時平公やめて薨

ぜられけり。三十九歳に有ける。御子八條大將保忠卿も重病にて。  
 驗者も薬師經を讀む時に。かの經の宮毘羅大將といふ文を。うちあげて  
 讀けるを。我を絞らんとしむ聲にきこ成て。絶入にけり。三男敦忠卿  
 も早世しぬ。終に時平公の子孫は。みな亡びにけり。是より天變地妖  
 ともぐ有りて。上下膽を冷さぬ者は無く。みな天神の御祟とがさし  
 やき合ける。延喜二十三年。三月二十二日に。皇太子保明親王病なく  
 して薨じ給ふ。世擧りて菅丞相の靈魂の祟り給ふなりといふ。同き四  
 月の始ごろ。右大辨源公忠卿と申す人。病なく頓死して。三日を経て  
 蘇生して。家中の人々に告て。奏聞すべき事あり。我を具して内裡へ  
 参れと申さるれば。人々信ぜず。狂亂なりと思へり。されど其言懇切  
 なりければ。子息信明信孝二人。たすけて内裡へ参り。此由を奏しけ  
 れば。天子驚かせ給ひ。何事にかと宣へば。公忠卿わななくと戦ひて





申されけるは。公忠頓死して。覺はず冥府に至り候に。長一丈餘なる  
人の。衣冠正しき。申文を捧げて訴へ申さるゝを。耳をそば立て承  
りしかば。天子のしわざ安からず。時平が讒言を信じて。罪なき我を  
流され候過ち。尤も重し。早く廳の札に記されて。糺明し給ふべしと。  
言葉を盡して訴申さるゝに。菅相丞とは悟り侍りける。冥官には。  
朱や紫まとひたる人々。三十人ばかり並び居たるが。皆怒りて。時を  
移さず計ふべしと有けるを。第二座に居たる人。いさゝか笑ひて。天  
子のしわざ煩もて荒涼なれども。もし年號を改めて過を謝する事あら  
ば。如何し候べきと言へば。座中みな案じ煩ひたる體に見ゆて。夢の  
ごとく。忽ち蘇生し侍りと奏聞せられける。此公忠卿と申せるは。天  
子の御從弟にて。仁壽殿に夜なく出たりし鬼物を。蹶倒しける程の  
心剛なる人なるに。かく畏れおのゝきて申しければ。天皇きこし召て。

恐れ思召すこと限なし。此によりて。同き四月二十一日に。本のごとく右大臣に復し。一階を加へて正二位を贈り給ひ。其日昌泰四年に。左遷の宣旨を焼捨られ。國々に流されたる菅家の御子たちも。みな召還し給ひ。前非を悔給ふこと限なく。諸司に仰せて。菅大臣を貶せる文章。一葉もかきさば。罪せられんと救せられ。閏四月十一日に。延長と改元したまひけり。然れどなほ天下の怪事は止ざりけり。

○天神法性房の許に降らせ給ふ事。附たり清涼殿の大雷の事。延長七年の秋にや有けん。比叡山延曆寺の座主法性房。尊意僧正は。かねて菅丞相と師檀の契有ければ。先に筑紫にて薨逝ありしと聞けるより。常に三密の壇の前に。その冥福を祈りけるに。一日夜ふけ人静まりけるころ思ひげず。房の妻戸をほとくと擲く音のしければ。押開て見るに菅丞相にてぞおはしける。僧正敬ひ畏りて誘ひ奉り。先

御喉の渴かせ給ふらんと。柘榴を進め参らせ。筑紫にて御隠れ候ひぬと承りて。常に御冥福を祈る所に。元の御形にて入御候へば。夢現のあひだ。辨がたくこそ覺候へと申さるれば。菅丞相御顔にはらくとこぼれ懸りける。御涙を押拭はせ給ひて。君時平が讒言を信じ給ひ。無實の罪に沈られぬる恨止がたく形は壊るといへども。神靈天にありて。天帝の許を蒙りたれば。神祇の諫めも有まじ。禁裡に入りて天子に近づき。愁を述べ仇をも報ぜんと思ふなり。宣旨ありとも参内有べからずと仰られければ。僧正申されけるは。師檀の義淺からずといへども。君臣の禮はなほ深し。一應辭し申すとも。度々に及ばゞ。争ひ参内仕らで候べきと申さるれば。菅丞相の御氣色俄に變らせ給ひ。御前に有ける柘榴を取てかみ摧き。妻戸に颯と吹懸給ふに。其柘榴火むらと成て燃付たり。法性房いそぎ。瀝水の術を行ひければ。其火は消に

けり。斯て菅丞相は。席を立て天に昇らせ給ひけり。此後延長八年。六月二十六日に。雨暴く風烈く。雷電霹靂して。殊に内裡の上に。鳴落鳴騰り。高天も地におち大地も裂るごとし。天子は更なり。百官身を締め魂を消し給ふ。世の中闇のごとく氷交りの大雨車軸を流し。家々を漂はしければ。京の貴賤男女かくては。國土世界は。みな流れ失ぬらんと喚き叫ぶこゑ夥しく。空飛ぶ鳥もうち落され。牛馬も猫のたぐひも。東西に鳴惑ひければ。天子恐れ思召すこと。限なく。尊意僧正の許へ。宣旨を下して召れけり。僧正はじめは。菅丞相の御怒を恐れて。辭退せられける。勅便三度に及びしかば力なく参られけり。然るに鳴川俄に洪水して車も馬も越べきやうが有りける。僧正は菅丞相の所爲よと思はれければ。天に向ひて。いかに聞召し給へ。天子にこそ恨をなし奉らせ給ふとも。我におきては。何事に讎をなし給ふが

や。師檀の契淺からぬ事にて侍ると。返すぐ和め申さるれば。洪水やびて流れ退きて。陸地の如くに成しかば。安々と参内して祈られけるに。暫は静まり給ひしかども。遂にはかなはず。清凉殿の。坤の柱の上に雷落して神火燃出て殿中を震動しけるに。大納言清貫卿の狩衣の袖に火燃付て。臥まるび喚き叫べども消ず。右中辨希世朝臣は。心剛なる人なりければ。縦いかなる天雷なりとも。皇威に怖れざらんやとて。弓に矢を取副て向はれしに。面に火燃懸り。五體すくみて柱の下に倒れ死し。源惟茂朝臣も弓を引て向へるに立所に蹶殺さる。近衛忠包は鬢髪に火付て焼死し紀蔭連は。火炎にむせて悶絶す。かくて菅丞相清凉殿に化現して。龍顔に見ゆ奉り。慎んで御失りなき由を奏させ給へば。天皇御涙を流し恐れさせ給ひ。拵へ給ふ事ども有りて。常寧殿に逃入らせ給ふ。此時の左大臣は忠平公にて。時平公の弟なれど。兄の

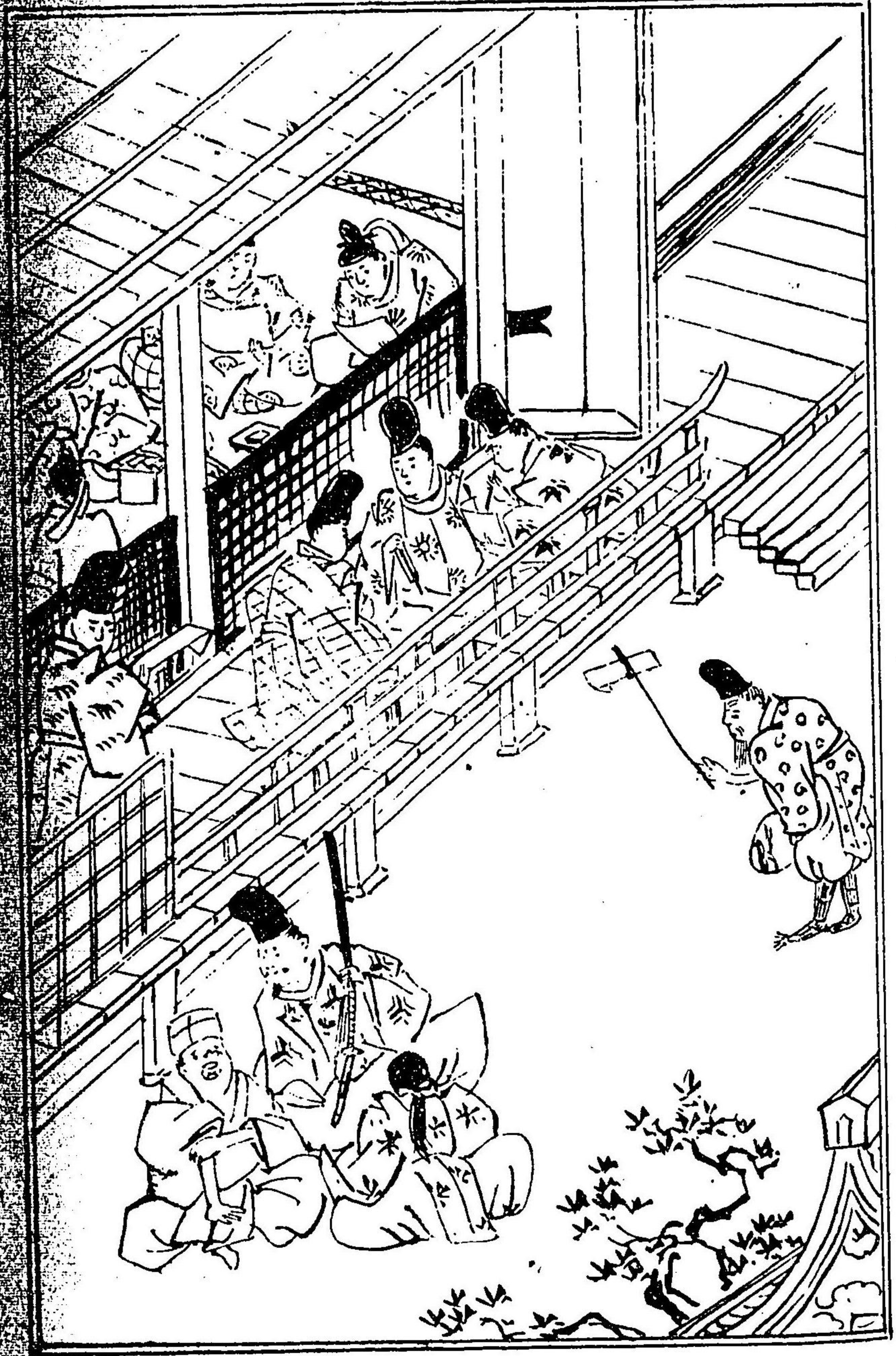
謀計に同意し給はず。天神の御事を常に歎き給ひ。左遷の砌も其後も。消息を通はし睦び給ひければ。此座におはしけれども。少々の煩ひも無りけり。貞信公と申すは是なり。今の攝家方の御先祖にまします。此公の御言にも。清貫卿希世朝臣などは。常に神信心なかりし故に。かゝる災難にあへり。我は信心を怠らざる故に。無難なりけりと見たり。さて漸にして神は上らせ給ひけり。此日より。毒氣始めて天皇の御身に入りて。常寧殿に逃入り給へるより。玉體例ならず惱み給ひ。種々の御祈も有しかど。次第に重らせ給ひければ、九月二十二日に。第十一の皇子。寛明親王に御位を譲り給ふ。朱雀院天皇と申奉るは是なり。かくて同月の二十九日に。御年四十九歳にて。崩御ならせ給ひけり。

○金峯山の日藏行者頓死して。天神の御住所を見て蘇生の事。附

たり北野社造立の事

六十一代。朱雀院天皇は。延長元年の四月生れさせ給へり。此天皇の生れ給へる頃は。かの公忠卿の冥府の事を奏し申されたる頃にて。種々に。晝夜火をともしして。育參らせられけるとぞ。此御世に。大和國金峯山に。日藏といふ行者あり。三善清行朝臣の弟なり。承平四年四月十六日より。笙の岩屋に籠りて行ひけるに。八月朔日午刻に頓死して十三日に。蘇生しける。其間に金剛藏王の導にて。天満天神の御住所に至りけり。御幸のよそほひ御姿など嚴重なること。言に述べたし。侍從眷屬異類異形かぞへ盡べからず。或は金剛力士のごとく。或は雷神鬼王のごとく。各々手に弓矢釵矛を持たり。御住所の莊嚴美麗なること光り耀けり。日藏を召て仰られけるは。我始は。流れし涙を漉いて。

日本國を浸して。大海と成さんと思ひしかども。國々處々に住し給ふ諸神。各々力を盡して。我を慰め諭し給ふ故に巨害を致さざるなり。但し我が眷屬十六萬八千餘の惡神ら。所に從ひて損害を致すことは。我も制め難し。況や餘神をやと宣ふ。日藏畏り。申けるは。日本國には火雷神と申して。尊み重んじ奉るを。何ぞ惡心を持給ふべきと申せば。天神仰られけるは火雷神は我名に非ず。我が第三の使者なり。國舉りて我が怨敵とこそ思へ。何の時か。この恨を忘るべきや。但し信心ありて我が像を設け。我名を唱へて。道理の事を懇に祈り請ふこと有らば。感應を垂るべしとぞ示し給ひける。日藏蘇生りて。此由を天子に委く奏聞し。凡そ此まで有し國土の災變は。みな天神の御眷屬の所爲なりとぞ申ける。其のち天慶五年七月十二日に。西京七條坊に住せる。多治比文子といへる賤女の。夢ともなく現ともなく。衣冠



正しき貴人忽然と現はれて託宣ありけるは。我は菅丞相なり。むかし  
世に在し時。右近の馬場に。常に至りて遊びし。都の中に勝れて面  
白き所。この所にしくはなし。其後無實の科を蒙りて。西海に流さる  
といへども。彼處に遊ぶ時ばかりこそ。少は恨をも忘れ。心をも慰む  
れば。祠をまへて。立よる便を得しめよと託宣あり。文子畏りばし  
つれども身の賤きに憚りて社は造り奉らず。たゞ家の邊に瑞籬ばかり  
を結ひて。五年の間崇め奉りけるに。六十二代村上天皇の天曆元年三  
月十二日に。近江國比良宮にて。禰宜三和良種。天神の御像を造り奉  
れるに。其子の太郎丸とて。七歳なりける童子によりて。託宣し給は  
く。我像に。我がむかし持たる笏を取しめよと宣ふ。良種畏りて。何處  
に候と申せば。我が物具どもは。老松といふ者に持せたり。是は筑紫  
より供に來れる者なり。若宮の前に少し高き所に。地下三尺ばかり入

りて在り。年來は像も無ししかば告ずて有けり。老松は久しく我に従ひて。是なむ至る所ごとし松の種は蒔なり。松は我が像の物なるぞ。諸の雷神靈鬼は。みな我が従類となりて。十六萬八千に餘れり信ならざる人どもをば。雷公等に命じて踏殺さしむ。疫癘惡瘡災難の事も。天帝一向に任せ給へば。誰の神も我をば押伏せ給はじ。但し信心ありて佗ろひ悲まん徒を見ては。いかに救はんとのみ思ふぞ。筑紫に在し時常に願へるは。命終りなば。後に我が如く慮の外に遇む人。すべて心誠に。行ひ正しき人の。佗悲むをば助け救ひ。人を沈め損ぜん者。ば。糺す身と成らんと願ひしに。思ひの如く成たり。右近の馬場は興ある地なれば。我がの邊に移り居らむと思ふ。其邊に松を生すべし。建る所の社をば。天満大自在天神と崇むべし。また我に志ある徒は我が家集に載たる。離家三四月といふ詩と。鷹足爾黏良牟將也。

帛乎懸多留加止疑布といふ詩を誦せよ。振立て誦せん輩。いかに嬉しからんと宣ひて。童子は覺にけり。其時見聞せる人々。良種をばじめ八人相共に。この御託宣を記しき。かくて良種は右近の馬場に往て朝日寺の住僧最珍。その外にも此由を語りて議する所に。一夜の内に。北野に小松數千本生て。萬人の植たるが如し。俄に繁りて林をなす。神妙眼前に顯はれ。見る人泪を流す。最珍文字その外とも。力を合せて。神殿を造り立て。六月九日に遷宮なし奉る。菅家の人々上下勤仕して。二季の禮奠祈禱ありければ。靈驗日々に新なり。其後四年を経て。天徳三年に。貞信公の御孫。九條右大臣師輔公。神殿を増造りて。種々の神寶を献られけり。かく北野を切にせられし故にや。九條殿の御子孫に。攝政關白たゆることなし。唐土より渡り來る輩も。この御神の御神徳を仰ぎて信心し奉る人おほく。早く元といひし代に。薩天錫と

いふ人の詩に。千里梅一夜松と詠じ。明代の洪序といふ人の。天神の讚にも。この事を記して。御神徳を稱し奉れり。

○内裡度々炎焼の事。附たり太宰府天満宮へ敕使を立られ御贈官の事

天曆元年に。北野へ鎮座なし奉れる前後にも。天變地妖こもぐ有り。東大寺。法隆寺。崇福寺。延暦寺などの大寺も。雷火また不意の火災に焼れ。世擧りて天神の御祟と畏れ思はぬ者もなし。御眷屬十六萬八千の鬼神。なほも静まらざりしと聞えて。六十二代村上天皇の天徳四年より。六十四代圓融院天皇の。天元五年まで。二十四年の間に。内裡三度まで焼にけり。さても有べきに非ねば。内裡造營あるべしとして。番匠うら板をかき磨きて。次のあした参り見るに上に淺々と蟲の蝕た跡あり。是を見るに三十一文字が有りける。

つくるともまたもやけなんすまはらや。むねのいたまのあはぬめざりば。此歌によりて。神慮いまだ和み給はずと。上下畏れ惑ふこと限なし。爰に永觀二年六月二十九日。太宰府にて。禰宜藤原長子に託宣し給はく。我は攝政の詔を蒙れる。成功の身なり。然るに延喜帝。たゞ一階を贈られたること。大山の上に一塵を加ふるも如し。内裡度々の焼亡は。我が伴類の所爲なり我に隨身の伴黨十六萬八千百餘人あり。總て恨を含みて。世を背ける貴賤の靈鬼。みな悉く集來す。但し。理なく恨を含むの輩は。相供ならずと。なほ種々の事ども御託宣ありけり。六十六代一條院天皇永延元年八月五日に敕して。北野聖廟に。始めて官幣を奉り。祭祀を行ひ給ふ。其時の宣命に。挂まくも畏き北野に坐ます。天満天神宮と記されたり。天満天神宮と申す敕號。また聖廟と申すこと。是より始めて起れり。正曆三年十二月朔日。太宰府にて。夜



半ばかりに。雷公大きに鳴て。大雨車軸を流す如し。然る間に。神殿の戸開きたり。御前に詰たる人々。驚き奇みけるに。寅時ばかりに託宣し給はく。我毎日に。三度天宮に参りて愁訴の後すこむる自在の身を得たり。延長元年に左遷の號を停めて本の大臣になし給へり。然れば既に本官たり。何ぞ贈位無るべき。我が左遷のときに。故貞信公。深く歎きて。遙に消息を通じて。懇に結びき。其孫師輔大臣北野社を建たること。甚だ悦ぶ所なり。我が爲に志ある輩を。何ぞ守護せざらんやと。猶種々の御託宣ども有けり。同き四年に朝議ありて。五月二十一日に。正一位左大臣を贈られ。天神第四の御子。淳茂朝臣の子。在射朝臣の子。武藏權守菅原幹正朝臣。敕使として。太宰府に下り着給ふ。是よりさき。此月の十六日の夜の丑の時ばかりに。座主松壽大法師が夢に。知らざる人來りて。神殿に参るべしと告ぐ。誰人の仰せ

にやといへば。一家の君たち集會せられて召れたりといふ。仍て参入すれば。四位五位の人々あまた着座せられたり。其中に面を見知たるは三位文時卿。左近中將英明朝臣。勘解由長官在射朝臣。山城守雅規朝臣などなり。何れも天神の御子孫たちにて。早く卒去られたる人々なり。告示し給はく。贈官の事に依て敕使下向なり。然れども御本意にかなはず。承引すべからずと宣ふ間に夢覺たり。宮師淨洞もおなじ夢をぞ見たりける。斯て同き二十一日の未時に。敕使幹正朝臣。並に府行事權少監源朝臣直政。小典伴宿禰如武など。相共に安樂寺に参りて神事仕奉り。直政に御位記を持しめ。御前に参り進みて。敕使これを案上に取置き。宣命を讀終るころ。殿内にて道風々々と召る。御聲ありけり。人々畏れ奇みつ。大官司安倍近忠。件の位記を御殿に納めんとして。案を持て進けるに。殿内より風吹來て。敕使に左大臣の

宣命を返され。朱簾の内より風に隨ひて。青色紙の御書ひらめき出て。案上の函の外に落けり。近忠とりて。此書函の外にあり。もし函より漏落たるかといふ。敕使云く。本より然る青色紙なし。奇き事なりとて。開き見て驚きて。また再拜せらる。正に神作の詩なり。題は示敕使と有りて。

忽驚朝使披荆棘

官品高加拜感成

雖悅仁恩罩遂窟

但羞存没左遷名

と有りける。寺司および敕使。祇候の人々共に見る所なれば。各々連名して。解状に記し。言上したりける。件の御詩は。御外局に納られ。後まで在し。天神の御手跡に非ず。小野道風朝臣の筆に。少も違ふこと無りけるとぞ。道風朝臣は。前に早く世を去られたる人なるが。幽冥にては。天神の伴類となられし故にかくの如し。十六日の夜に。

神殿に四位五位の人々。あまた着座せられし事を思ひ合せ。又御託宣に南山の隠者等。と宣へるとも合せ考へて。我に十六萬八千百餘人の隨身あり。世を背ける貴賤の靈鬼。悉く集來すと宣へる。御語の小縁ならざる事を辨ふべし。さて今度の敕答。なほ神慮快からずと評議ありて。同年閏十月十九日に正一位太政大臣を贈り奉らるべしとして。幹正の甥輔正の子。散位從五位下菅原朝臣爲理と。敕使として遣されける。然るに太宰府には。十二月十二日に。禰宜藤原長子と。殿内に召入られて出されず。官位の使十六日に到着すべきのよし。南山の隠者等これ告たり。其間に。仰すべき事ある故に。候せしむる所なりと宣ふ。爰に十六日に敕使參到あり。其日の曉に。座主別當相共に。參入べきよし託宣あり。驚き奇み。所司等と共に神前に參れば。先日の敕使は。思ふ所あるに依りて。我已に快からず。其由を知しめん爲に絶句を示

せり。此度の敕使におきては。南山の隠者等頗もて相應といへり。今日  
の敕使宣命を讀むとき。詩をもて答ふべしと宣ふ。敕使参りて。宣命  
を讀竟れる時に。神殿鳴動して。空に聲ありて。一首の詩に聞いたり。  
別當松壽法師すなはち筆を執りて記し奉りけり。其御詩に

昨爲北闕被悲士

今作西都雪耻尸

生恨死歡其奈我

今須望足護皇基

この事も。各々連名の解状に記して。言上しけるに。上下始めて心を  
安んじけり。此詩は一度詠吟の人をば。毎日に七度守護せんと後にま  
た御託宣ありけりとぞ。さて右の御託宣の詩二首を。御集に載たる詩  
の體に似ざれば。覺束なしとして。儒者なると天神の御作には非じ。と  
云へるも有れど深く慮ざる言なり。また種々の御崇をも。菅丞相には  
有まじき事と。論じ奉れるも有れど。悦ぶべき事は悦び。悲むべき事

は悲み怒るべき事は怒り給ふ。神の眞情を伺ひ奉らざる。漢意の僻説  
にぞ有ける委くは本書に。師の論ぜられたるを見るべし。凡て世間に  
いふ所とは雲泥の相違なりかし

○北野社を二十二社に加へ給ふ事。附なり天満宮の御前に白す祝

詞の事

さて。正暦四年十二月十六日の敕使に。御託宣の御詩を天皇覧覽ま  
し。今菅丞相の御心和みて。皇基を守らせ給はんやと。御  
悦は限なく。始めて叡慮を安んじ給ひ。萬民共に渴仰の首を傾けずと  
云ふ人なし。斯て寛弘元年十月二十一日に始めて天皇北野に行幸あり  
同き二年八月にば。種々の神寶を奉られ此御代に。北野の社を。いと  
も止ごとなき。二十二社の列に加へられ朝廷の重き御社と爲たまひし  
かば。神感ますます盛にして。利益あゆみに従ひ。靈驗異域までに聞

けて。さひづるや唐人すらも其神靈を仰ぎ尊び奉る。況て本朝の人は心だに眞の道にまなひて祈るときは祈るに従ひて験あること。響の聲に應ずるが如し。世々に靈驗ありし事實は。師の本書に集め記されたり。なほ天神の御子孫の。連綿と今に數家榮に給ふ事なごも。本書に委く記されたるを見るべし。抑天満宮世に在ませる時は第一に神を尊び御二親に御孝行にましく。君にはよく忠義を盡し給ひ。物讀み手跡を好み給ひ。御心正しく。直に坐ませる故に。神となり給ひても。世人の忠孝の道を守らず。正直ならざる者は惡み給ひ。讀み書をきらふ者をば惠み給はねば。能々親の示し。師匠の教を忘れず守り。主に事へては大切に勤め。心を正直にもちて。偽はる事なく。讀書手習ひに精出して。天満宮の御心に叶ふやうに心を持べし。もし此事を守らざれば。天満宮の御罰を蒙りて。遂には禍を受べし。神は人の方よりは

見給はねども。人の行ひの善惡き。心の正直邪曲をも。見徹し坐ませばなり。御託宣には。諸人我前に來りて願を遂むとならば其心偽なく清くして。鏡に向ふ如くすべしと宣へり。さて物讀み手習に行ときは云ふに及ばず。朝々顔手を洗ひ口すゝぎて拜み奉り。月々の二十五日には。御神像をかけ奉りて。御神を奉り。御神酒御供。または御洗米にても奉りて。手を二つ拍て拜み。左の祝詞を讀べし。

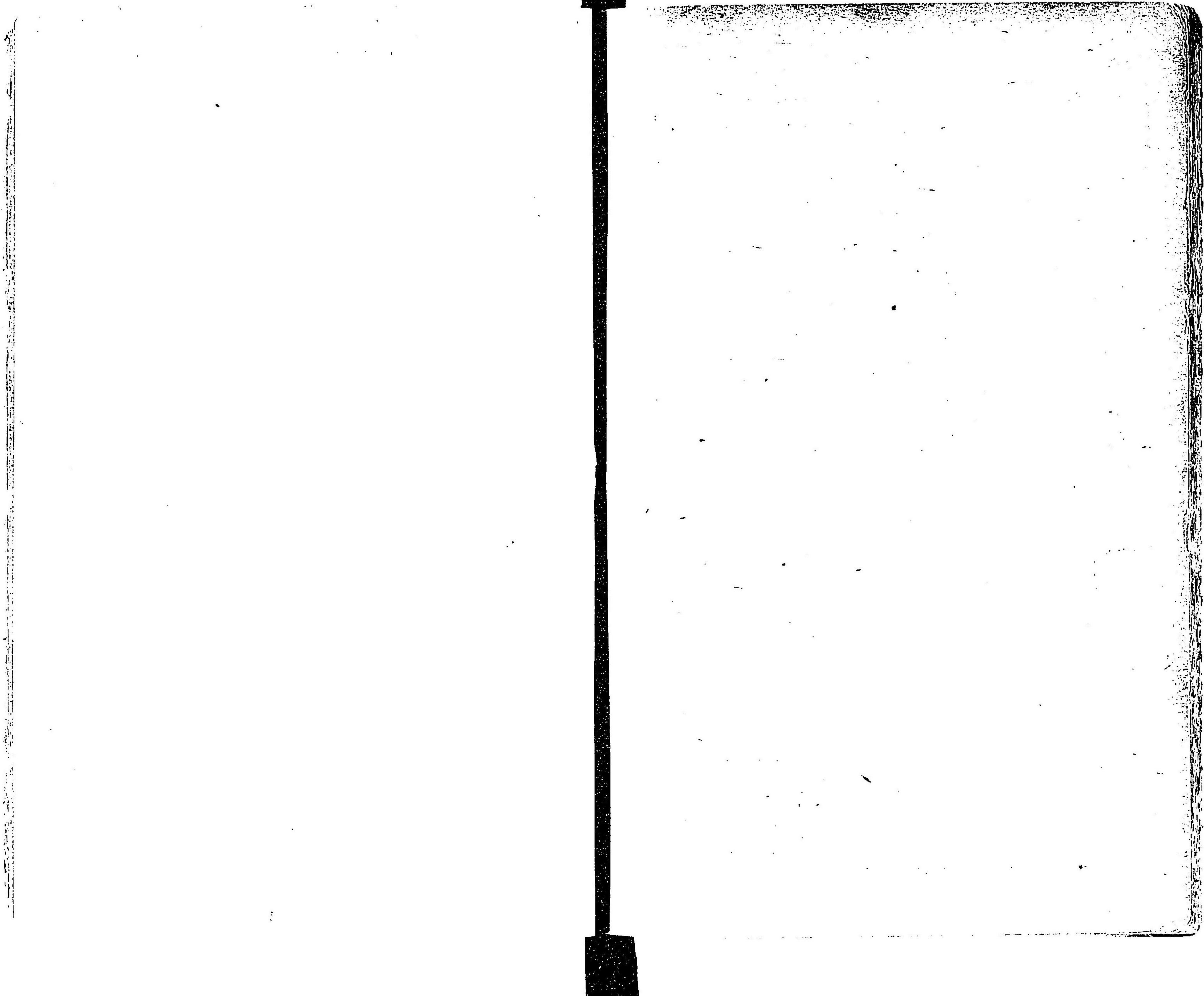
掛卷毛畏支。天満大自在天神宮乃御前爾。慎美敬比拜美奉里豆。畏美畏美母白須。清支赤支眞心以立。此献留神酒御供乎。平定氣久安氣久聞食豆。主親乃心爾令違受。朋友親族陸志久。師匠乃教乃如耐。手習比物讀美熟習波志米給比。心正直爾神習波志米給比。無實文難乎令免給比。堅石爾常石爾壽命長久。病志支事無久。家業乎毛令與給比豆。神乃御祭先祖乃祭乎。美志久仕奉志米給閉止畏美畏美毛

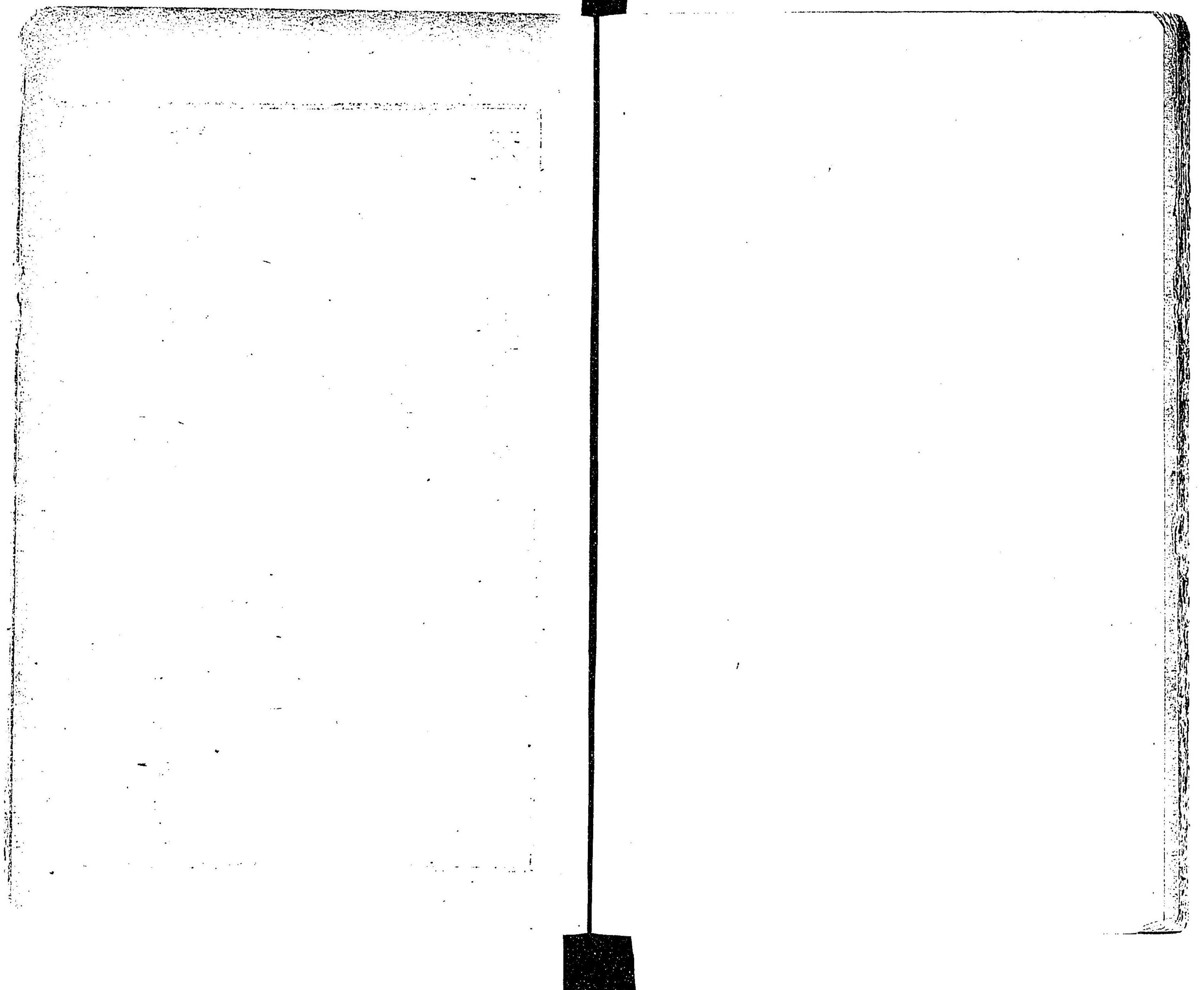
祈願奉留止白須。

と申して。また手を二つ拍ち。疊にひたと頭をつけて。御じぎを爲る。眞の拜みなり。兩手を合せて拜むことは。合掌として佛を拜する仕方なれば。神拜には用ふべからず。さて右の如く願ひ白しつゝ。身の行ひを慎み。諸事に精出すときは。成就せずと云ことなし。唯願ひにのみ右の如く白して。心を正しくせず。諸事に無精にて。身の行ひを慎まざるは。天満宮の御心に叶はざる故に御感應は決して無き事と知るべし。人の親また師たる人々も。よく此旨を心得て。小兒は教立べし。然るは小兒は大かた正直なる物なれども。唯に此り教へたる計にては。親師匠の見所にては其教を守る様して。見ぬ所にては用ひざるなり。常によく。神の見徹しなる由をいひ聞しめて。信心を第一に教ふるときは。蔭にても神の知し召さん事を恐れつゝ長しく慎み守るやうに成

て。諺に三歳子の魂は百歳までと云ごとく年長けても其習ひ性となりて。善人となるなり。能々この旨を味ひて。教立べしとぞ○さて信心あらん人の廻り参らん便にもと御府内また御府内近邊なる天満宮の社々ときゝ集めて此に記す。此は或人の早く記しおけるなるが。二十五社あるもいと不測なりけり。

- |        |        |          |
|--------|--------|----------|
| 麴町平川   | 飯田町中坂  | 茅場町山王御旅所 |
| 飯倉町    | 高輪大佛地  | 増上寺山内茅野  |
| 白銀樹木谷  | 青山長者丸  | 四谷新宿     |
| 成子町柏木  | 大久保七面  | 高田戸塚     |
| 牛込横寺町  | 小石川牛天神 | 巢鴨天神山    |
| 小石川小原町 | 本郷御弓町  | 根津權現境内   |
| 湯島     | 上野山下   | 浅草新堀     |





●金龍山東中谷

眞崎神明

千住掃部宿關屋

龜井戸

以上二十五社次第不同也

右の社々を信心あらん人々はよく次第を立おきて。いひで一年に一度も廻り詣でんよしもな。

文政三庚辰年五月二十五日

# 天満宮御傳記下巻 畢

明治三十五年三月十日印刷  
明治三十五年三月廿日發行

故人

平田篤胤

風月庄左衛門

京都市上京區二條通衣棚角  
大恩寺町二十一番戸

須磨勘兵衛

京都市下京區五條通高倉西  
入萬壽寺町十番戸

風月堂支店

京都市富小路通姉小路上ル

中村淺吉

京都市富小路三條北入



風月堂藏

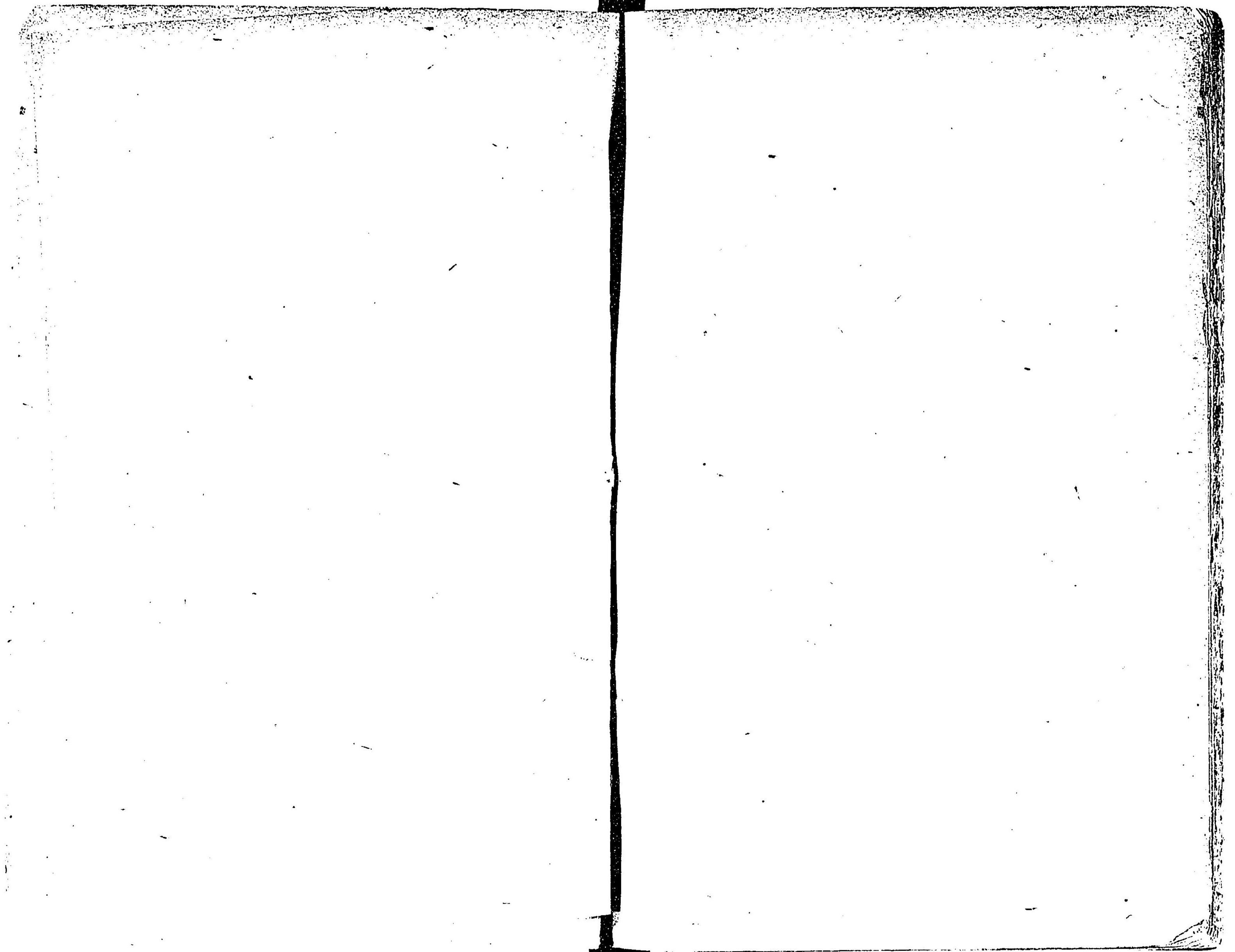
編述者

印刷者

專賣者

發賣者





88

259

